

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号  
東急リアル・エステート投資法人  
代表者名

執行役員 堀江正博  
(コード番号 8957)

投資信託委託業者名

東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社  
代表者名

代表取締役執行役員社長 堀江正博  
問合せ先

執行役員 IR 部長 小井陽介  
TEL.03-5428-5828

(訂正) 規約変更、役員選任及び会計監査人選任に関するお知らせ

本投資法人が平成 19 年 3 月 9 日に発表した標記開示資料の添付資料「第 3 回投資主総会招集ご通知」について訂正がありましたのでお知らせいたします。

記

訂正箇所

添付資料「第 3 回投資主総会招集ご通知」**【第 1 号議案 規約一部変更の件 2. 変更の内容】**  
なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

**第 2 章 投資口**

**【 訂正前 】**

現行規約	変更案
<p>第 5 条(発行する投資口の総口数)</p> <p>2. 投資法人は、前項に規定する投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、<u>投資口の追加発行</u>ができるものとする。この場合において、投資口の<u>発行価額</u>は、本投資法人の保有する資産(以下「資産」という。)の内容に照らし公正な<u>価額</u>として役員会で承認を得た価額とする。</p>	<p>第 5 条(発行可能投資口の総口数)</p> <p>2.本投資法人は、前項に規定する投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、<u>募集投資口の発行</u>ができるものとする。この場合において、投資口の<u>払込金額</u>は、本投資法人の保有する資産(以下「資産」という。)の内容に照らし公正な<u>金額</u>として役員会で承認を得た価額とする。</p>

**【 訂正後 】**

現行規約	変更案
<p>第 5 条(発行する投資口の総口数)</p> <p>2. <u>本</u>投資法人は、前項に規定する投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、<u>投資口の追加発行</u>ができるものとする。この場合において、投資口の<u>発行価額</u>は、本投資法人の保有する資産(以下「資産」という。)の内容に照らし公正な<u>価額</u>として役員会で承認を得た価額とする。</p>	<p>第 5 条(発行可能投資口の総口数)</p> <p>2.本投資法人は、前項に規定する投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、<u>募集投資口の発行</u>ができるものとする。この場合において、投資口の<u>払込金額</u>は、本投資法人の保有する資産(以下「資産」という。)の内容に照らし公正な<u>金額</u>として役員会で承認を得た価額とする。</p>

## 第6章 計算

### 【訂正前】

現行規約	変更案
<p>第29条(資産評価の方法、基準及び基準日) 1.(記載省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>第30条(金銭の分配) 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p>	<p>第29条(資産評価の方法、基準及び基準日) 1.(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>第30条(金銭の分配) 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p>

### 【訂正後】

現行規約	変更案
<p>第29条(資産評価の方法、基準及び基準日) 1.(1)～(4) (記載省略) (5) 別紙1 2.(3)<u>l</u>に該当する金銭債権 (以下、本文は記載省略) (6)別紙1 2.(3)<u>k</u>及び<u>l</u>に該当する金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利 (以下、本文 a.～c.及び(7) は記載省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>第30条(金銭の分配) 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p>	<p>第29条(資産評価の方法、基準及び基準日) 1.(1)～(4) (現行どおり) (5) 別紙1 2.(3)<u>h</u>に該当する金銭債権 (以下、本文は現行どおり) (6)別紙1 2.(3)<u>c</u>及び<u>d</u>に該当する金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利 (以下、本文 a.～c.及び(7) は現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>第30条(金銭の分配) 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p>

## 第8章 借入金及び投資法人債

### 【訂正前】

現行規約	変更案
<p>第37条(投資法人債) 本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債を発行することができるものとする。</p>	<p>第37条(投資法人債等) 本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債(以下「<u>短期投資法人債</u>」を含む。以下同じ。)を発行することができるものとする。</p>

### 【訂正後】

現行規約	変更案
<p>第37条(投資法人債) 1.本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債を発行することができるものとする。</p>	<p>第37条(投資法人債等) 1.本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債(以下「<u>短期投資法人債</u>」を含む。以下同じ。)を発行することができるものとする。</p>

別紙 1 : 資産運用の対象及び方針

【 訂正前 】

現 行 規 約	変 更 案
<p>2.資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>(1)不動産等とは以下に掲げるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>f.当事者の一方が相手方の行う上記 a.から e.までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分</p> <p>(2)不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の 2 分の 1 を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいう。</p> <p>a.資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)に規定する優先出資証券</p> <p>b.投信法に規定する投資信託の受益証券</p> <p>c.投信法に規定する投資証券</p> <p>d.資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券</p>	<p>2.資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>(1)不動産等とは以下に掲げるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>f.当事者の一方が相手方の行う上記 a.から e.までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「匿名組合出資持分」といい、間接的に主として上記a.からe.までに掲げる資産に投資することを目的とする匿名組合出資持分を含む。)</p> <p>(2)(現行どおり)</p> <p>a.資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)に<u>基づく</u>優先出資証券</p> <p>b.投信法に<u>基づく</u>投資信託の受益証券</p> <p>c.投信法に<u>基づく</u>投資証券</p> <p>d.資産流動化法に<u>基づく</u>特定目的信託の受益証券</p>

【 訂正後 】

現 行 規 約	変 更 案
<p>2.資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>(1)不動産等とは以下に掲げるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>f.当事者の一方が相手方の行う上記 a.から e.までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分</p> <p>(2)不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の 2 分の 1 を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいう。</p> <p>a.資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)に<u>規定する</u>優先出資証券</p> <p>b.投信法に<u>規定する</u>投資信託の受益証券</p> <p>c.投信法に<u>規定する</u>投資証券</p> <p>d.資産流動化法に<u>規定する</u>特定目的信託の受益証券</p>	<p>2.資産運用の対象とする特定資産等の種類、目的及び範囲</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>(1)不動産等とは以下に掲げるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 記載省略 &gt;</p> <p>f.当事者の一方が相手方の行う上記a.からe.までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「匿名組合出資持分」といい、間接的に主として上記a.からe.までに掲げる資産に投資することを目的とする匿名組合出資持分を含む。)</p> <p>(2)(現行どおり)</p> <p>a.資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)に<u>基づく</u>優先出資証券</p> <p>b.投信法に<u>基づく</u>投資信託の受益証券</p> <p>c.投信法に<u>基づく</u>投資証券</p> <p>d.資産流動化法に<u>基づく</u>特定目的信託の受益証券</p>

以 上